

## 子猫のミルクボランティア育成事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、岐阜県の保健所及びセンター（以下「保健所」という。）に収容された離乳前の子猫の譲渡推進及び殺処分削減のために、自宅等で一時的に飼育するボランティア（以下「ミルクボランティア」という。）及び子猫の預託（離乳前の子猫を自宅等で一時的に預かり、成体と同じ餌が食べられるまで育成すること）に関し、必要な事項を定める。

### 2 各機関の役割

各機関の役割は次のとおりとする。

#### （1）健康福祉部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）

- ・事業全体の総括及び関係機関との調整
- ・ミルクボランティアの募集
- ・ミルクボランティア育成のための研修の実施
- ・ミルクボランティアの登録簿の作成及び情報管理

#### （2）動物愛護センター

- ・ミルクボランティア育成のための研修の実施
- ・支給及び貸与品の購入及び管理、各保健所への分配
- ・子猫の飼養管理相談窓口の設置

#### （3）保健所

- ・ミルクボランティアの登録申請等の受付及び審査
- ・ミルクボランティアへの子猫の預託、返還及び譲渡
- ・支給及び貸与品の購入及び管理
- ・協力動物病院との連絡調整
- ・人工乳による離乳前の子猫の育成経験のないミルクボランティア（以下「未経験者」という。）のための実技研修の実施

### 3 対象となる子猫

本事業の対象となる子猫は、保健所が収容した離乳前の子猫（1～4週齢）で視診、触診等により明らかな異常を認めない子猫とする。ただし、これ以外の場合であっても保健所の判断により、ミルクボランティアによる飼育が可能と認められる場合は対象とする。

### 4 ミルクボランティアの募集及び登録等

#### （1）募集

募集は、募集概要にて別途定める。

(2) 養成研修

応募者は生活衛生課及び動物愛護センターが実施するミルクボランティア養成研修を受講することとする。

(3) 登録

(2)の研修を受講した者のうち、ミルクボランティアの登録を受けようとする者は、「ミルクボランティア登録申請書」(様式1)を、活動拠点となる場所を管轄する保健所に来所し、提出する。

保健所は、当該申請があった場合は書類審査し、別表の要件を全て満たすと判断したときは、申請者に収受した申請書の写しを交付する。

保健所は、登録事項を生活衛生課へ報告し、生活衛生課は「ミルクボランティア登録簿」(様式2)に入力する。

(4) 登録事項の変更

ミルクボランティアは、登録内容に変更があった場合は、「登録事項変更届出書」(様式3)によりその旨を登録申請した保健所に届け出なければならない。

保健所は、変更の届出があった場合は、ミルクボランティアに収受した変更届の写しを交付する。

保健所は、変更事項を生活衛生課に報告し、生活衛生課はミルクボランティア登録簿に入力する。

(5) 登録の更新

保健所は、毎年度末にミルクボランティアに対し登録の更新についての意思を確認する。

(6) 登録の消除

保健所は、ミルクボランティアが次のいずれかに該当することを確認した場合は、その登録を消除し、預託を依頼した子猫の返還を求めることができる。

(ア) 別表に定める登録要件に該当しなくなったとき。

(イ) 虚偽又はその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(ウ) ミルクボランティアから「登録消除依頼書」(様式4)の提出があったとき。

(エ) ミルクボランティアから事前の連絡なく、保健所から連絡することができなくなったとき。

(オ) その他、保健所が登録について不適當であると判断したとき。

保健所は、ミルクボランティアの登録を消除したときは、生活衛生課へ報告し、生活衛生課はミルクボランティア登録簿から登録を消除する。

(7) 未経験者のための実技研修

未経験者のうち、実技研修の受講を希望する者または保健所が受講を要すると判断した者は、初回の預託の前に保健所が実施する実技研修を受講することとする。

## 5 預託の実施方法

ミルクボランティアへの預託は次により行う。

- (1) 保健所は、預託が適当と判断した子猫を、協力が可能なミルクボランティアに預託する。

保健所は、預託期間に必要となる次の飼料及び物品の一部をミルクボランティアに支給又は貸与する。

なお、支給又は貸与した飼料及び物品以外の費用は、ミルクボランティアの自己負担とする。

### ① 支給品

- (ア) 飼料（粉ミルク、ドライフード）
- (イ) 哺乳器具
- (ウ) ペットシート

### ② 貸与品

- (ア) 体重計
- (イ) 動物用ヒーター

- (2) 受託に際し、ミルクボランティアは「離乳前子猫受託書」（様式5）を保健所に提出する。保健所は、ミルクボランティアに収受した受託書の写しを交付する。
- (3) ミルクボランティアは、預託期間中の子猫の毎日の体重測定、健康観察を行い、その状況をミルクボランティア手帳に記録する。
- (4) 預託期間は保健所が指定した期間とし、ミルクボランティアは預託期間の満了後、又は何らかの理由で一時預かりを中止した場合は、速やかに保健所あてに「離乳前子猫受託結果報告書」（様式6）を提出し、当該子猫を返還するとともに、貸与した物品及びミルクボランティア手帳を当該保健所に返却する。また、支給品のうち、使用しなかった飼料等については、未開封の物に限り返却するものとする。
- (5) ミルクボランティアは当該子猫が疾病にかかり、又は傷害を負い、診療の必要が生じた場合は、保健所へその旨を報告する。連絡を受けた保健所は、別に定める協力動物病院に連絡し、（別記様式1）により診療を依頼する。この場合、県が負担する1頭あたりの診療費の上限額を5,000円（税込）とする。

なお、ミルクボランティアの自己判断で動物病院を受診した場合（夜間・土日・祝日の緊急時であって保健所等が事後に必要と認めた場合を除く。）の費用は、ミルクボランティアが全額負担するものとする。

## 6 個人情報の管理

登録された個人情報等は、生活衛生課及び関係機関において共有し、ミルクボランティアに関する活動にのみ使用するものとする。

## 7 調査及び報告

保健所は、預託した子猫の飼養管理について、必要と認める場合は、ミルクボランティアに対して、飼養環境の調査及び報告を求めることができる。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

#### 別表 登録要件

- 1 岐阜県内に在住し、登録時に満18歳以上であること。
- 2 猫を飼養できる住宅に住んでおり、終日世話ができること。
- 3 岐阜県の動物愛護事業に協力する意思があり、責任を持って無報酬で活動することができること。
- 4 同居する家族全員の同意を得ていること。
- 5 本人及び同居家族が猫アレルギーでないこと。
- 6 Eメールまたは電話により、保健所からの連絡を受けられること。
- 7 保健所が預託する離乳前の子猫を自家用車等で送迎することができること。
- 8 預かった子猫を室内で管理して飼育できること。
- 9 県のミルクボランティア養成研修を受講していること。
- 10 既に動物を飼っている場合は、以下の項目をすべて満たしていること。
  - (1) 犬及び猫の合計飼養頭数は10頭未満である（ただし、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者を除く。）。
  - (2) 必要に応じて、不妊去勢手術を済ませている。
  - (3) 先住動物について日常的な健康管理を行い、定期的なワクチン接種、寄生虫の駆除を行っている。
  - (4) 先住動物が感染症の疾病に罹患していない。
  - (5) 猫の場合、完全室内飼育をしている。
  - (6) ケージ等により先住動物と場所を区分して子猫の飼養管理ができる。